

本工事に係る最低制限価格の設定について（解体工事）

令和4年5月

本庄市では、令和4年5月1日以降に入札公告（指名通知）を行う解体工事から、最低制限価格の算出方法を以下のとおり変更します。

○最低制限価格の算出方法は、以下の表のとおりです。

【変更前】		【変更後】
直接工事費の額×75%		直接工事費の額× <u>90%</u>
共通仮設費の額×70%		共通仮設費の額× <u>80%</u>
現場管理費の額×70%		現場管理費の額× <u>80%</u>
一般管理費の額×30%		一般管理費の額×30%

※最低制限価格

$$\begin{aligned} &= (\text{直接工事費} \times \underline{90\%}) + (\text{共通仮設費} \times \underline{80\%}) \\ &+ (\text{現場管理費} \times \underline{80\%}) + (\text{一般管理費} \times 30\%) \end{aligned}$$

※税抜

○上記の方法により算出した額が、設計金額の75%を下回る場合は75%の額、92%を上回る場合は、92%の額となります。